

別表（第4条第1項関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 （2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに 760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写 したものの交付（二に掲げ る方法に該当するものを除 く。）	用紙1枚につき10円（A2判につい ては40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラ ーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判につい ては140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを 印画紙に印画したものの交 付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、 横254ミリメートルのものについては520 円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録をフレ キシブルディスクカートリ ッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1 枚ごとに10円加えた額
	ト スキャナにより読み取っ てできた電磁的記録を光デ ィスク（日本工業規格X060 6及びX6281に適合する直径 120ミリメートルの光ディス クの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。）に 複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1 枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み 取ってできた電磁的記録を 光ディスク（日本工業規格 X6241に適合する直径120 ミリメートルの光ディスク の再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。）に 複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1 枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィル ム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写した ものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交 付	用紙1枚につき80円（A3判につい ては140円、A2判については370円、A1 判については690円）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの 閲覧	1 枚につき 10 円
	ロ 印画紙に印画したものの 交付	1 枚につき 30 円（縦 203 ミリメートル、 横 254 ミリメートルのものについては 430 円）
4 スライド （9 の項に該当する ものを除く。）	イ 専用機器により映写した ものの閲覧	1 巻につき 390 円
	ロ 印画紙に印画したものの 交付	1 枚につき 100 円（縦 203 ミリメートル、 横 254 ミリメートルのものについては 1,300 円）
5 録音テープ （9 の項に該当する ものを除く。）又 は録音ディスク	イ 専用機器により再生した ものの聴取	1 巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープに複 写したものの交付	1 巻につき 430 円
6 ビデオテープ 又はビデオディス ク	イ 専用機器により再生した ものの視聴	1 巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープに 複写したものの交付	1 巻につき 580 円
7 電磁的記録 （5 の項、6 の項又 は 8 の項に該当す るものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲 覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 専用機器により再生した ものの閲覧又は視聴	1 ファイルにつき 410 円
	ハ 用紙に出力したものの交 付（二に掲げる方法に該当 するものを除く。）	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出力したも のの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ホ フレキシブルディスクカー トリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規 格 X 0606 及び X 6281 に適合 する直径 120 ミリメートルの 光ディスク再生装置で再生 することが可能なものに限 る。）に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規 格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク 再生装置で再生することが 可能なものに限る。）に複写 したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
	チ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	リ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 800 円（日本工業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについては、それぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヌ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円（日本工業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ル 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円（日本工業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについては、それぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円）に記録時間 10 分までごとに 2,750 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ （第 3 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき 680 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円（スライド 20 枚を超える場合にあっては 5,200 円に、その超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額）
備考 1 の項ハ若しくはニ、2 の項ハ又は 7 の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。		